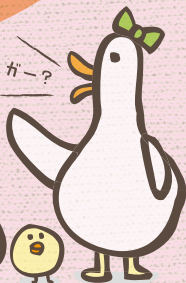


出産・育児のための 制度ってどんなの あるがー?



こんにちは!

高知労働局雇用環境・均等室です!



●例えばこんな経験ありませんか？

ケース①

Q 出産の時にはお金がかかると聞きましたが、保険から何か出ないでしょうか？

A 健康保険から「出産育児一時金」「出産手当金」が出ます！（健康保険法）



出産に要する費用の経済的負担を軽減するために、健康保険から出産育児一時金が出ます。また、産前産後休業期間中の生活を支えるために、健康保険から出産手当金が出ます。これは産休中の給料が無給の場合、1日について標準報酬日額の3分の2が支給されるものです。詳しくは全国健康保険協会高知支部（TEL 088-820-6010）又は各健保組合へお問合せください。



ケース②

Q 妊娠が分かり会社に伝えたところ、「大きなお腹で仕事はできないだろうから、一度退職して、育児が落ち着いた頃に空があればまた働いたらどうか」と言われました。できればずっと勤務したまま、出産し育児休業を取りたいのですが、会社の言うとおりにするしかないのでしょうか？

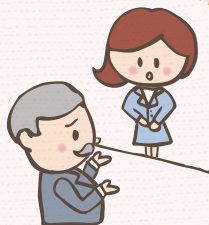
A 妊娠・出産・育児休業を取得したこと等を理由に不利益な取扱いをすることは禁止されています！（男女雇用機会均等法第9条、育児・介護休業法第10条）

また、上司・同僚からの妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等（いわゆるマタハラ等）を防止する措置を講じることが事業主に義務付けられています！

（男女雇用機会均等法第11条の2、育児・介護休業法第25条）

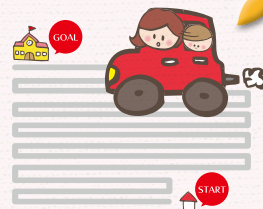
妊娠したこと、出産したこと、育児休業を取得した又は取得しようとしたこと等を理由として、退職勧奨をしたり解雇したりすることは法律で禁止されていますので、会社から言われるまま退職する必要はありません。また、産前・産後休業中及び休業後30日以内の解雇はできません（労働基準法第19条）し、妊娠中・出産後1年以内に行われた解雇は事業主が妊娠等が理由でないことを証明しない限り無効です（均等法第9条）。

詳しくは、高知労働局 雇用環境・均等室までお問合せください。



ケース③

Q 子どもが1歳になるまで育児休業中ですが、市役所に保育所入所申込をしたところ、第1希望の保育所に空きがなく、入れないとの通知がきてしまいました。第2希望は入れるのですが送り迎えに時間がかかります。



A 特別な事情がある場合1歳6か月まで育児休業がとれます！1歳6か月以降も、保育園等に入れないなどの場合には、会社に申し出ることで、育児休業期間を最長2歳まで再延長できます！



さらに、育児休業期間を最長2歳まで再延長する場合、育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。詳しくは、育児休業に関することは、高知労働局 雇用環境・均等室へ、育児休業給付金に関することは、お近くのハローワークへお問合せください。

ケース④

Q 10時から19時までの勤務のため、帰りは夫が保育所に子どもを迎えに行っています。ただ、残業があり定時に帰ることができないのはまれで、やりくりしても保育所のお迎えに間に合わないこともあり困っています。



A 育児短時間勤務制度や残業の免除制度があります！（育児・介護休業法第16条の8、第23条）



育児短時間勤務制度とは、3歳までの子を養育する労働者の申出によって、1日の所定労働時間を6時間とする制度です。また、残業さえなければ...という方には、所定外労働の免除制度もあります。これも同じく3歳までの子を養育する労働者が申出することができます。両制度とも、利用開始日と終了日を明らかにして事業主に申出する必要があります。詳しくは、高知労働局 雇用環境・均等室までお問合せください。

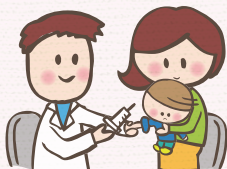


ケース⑤

Q 子どもに予防接種を受けさせる際、子の看護休暇制度が利用できると聞きました。また、子の看護休暇利用時の賃金は出るのでしょうか？

A 小学校就学前の子どもに利用できます！
(育児・介護休業法第16条の2)

子の看護休暇制度は、子どもの病気だけでなく、予防接種や健康診断を受けるためにも利用できます。利用日数は、子が1人であれば年5日まで、子が2人以上であれば年10日まで利用可能(時間単位での取得可)です。また、制度利用時の賃金等の取扱いは、育児・介護休業法上特に規定がないため、各会社で決めることができます。自社の就業規則等を確認してください。詳しくは、高知労働局 雇用環境・均等室までお問合せください。



ケース⑥

Q 育児休業中は社会保険料(健康保険・厚生年金保険)の支払いが免除されると聞きましたが、どのように手続きをすればよいですか。

A 事業主が年金事務所又は健康保険組合に申請します。

申請することによって育児休業等をしている期間の社会保険料が、事業主及び被保険者分ともに免除されます。免除される期間は、育児休業を開始した日が含まれる月から、終了した日の翌日が含まれる月の前月までの期間(最長で子が3歳に達するまで)で、育児休業等を開始する前に必ず手続きをする必要があります。なお、産前6週間(多胎妊娠は14週間)及び産後8週間の産前・産後休業中についても、育児休業中と同様に社会保険料が免除されます。詳しくは、年金事務所へお問合せください。



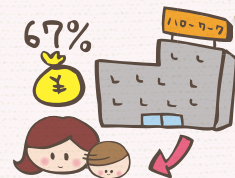
育児休業は労働者の権利であり、要件を満たす申出の場合、会社が拒むことは許されません。しかし、会社側も代替要員の確保等準備が必要ですので、早めに事業主に申し出るようにしましょう。また、上司や周りの同僚にも「休業中の仕事をお願いします」と伝えておくと、より協力体制が整うでしょう！

ケース⑦

Q 勤務先では育児休業中は無給ですが、雇用保険から給付金が出ると聞きました。どのように申請すればよいのでしょうか。

A 事業主がまず、ハローワークで受給資格確認手続きを！

育児休業期間中は、雇用保険から賃金月額の67%が支給されます(休業開始から6か月経過後は50%)。初回支給申請をするまでに、事業主が上記の手続きをする必要があります。その後給付金申請手続きに移りますが、事業主が(労働者本人が申請することも可)申請手続きを2か月に1度行う必要があります。詳しくは、お近くのハローワークまでお問合せください。



ケース⑧

Q 会社ではじめて育児休業を取ります。どうすればよいですか？

A まず、会社の就業規則、育児・介護休業規則を確認し、申出時期や申出方法を確認しましょう！

希望どおりの育児休業をするためには、会社に休業開始予定日の1か月前までに、「申出年月日」「あなたの名前」「子(ら)の名前(産まれていない場合は出産予定者の名前、出産予定日など)」「休業開始予定日及び休業終了予定日」ほかを書面で申出ることが必要です。申出があったら、会社は速やかに「申出を受けたこと」「休業開始予定日及び終了予定日」等を申出者に通知することとなっています。詳しくは、高知労働局 雇用環境・均等室までお問合せください。



男性は、原則として子どもの出生日から育児休業ができます！

産後8週間以内に終了する育児休業を取得した場合、再度取得することができます(パパ休暇)。詳しくは、高知労働局 雇用環境・均等室までお問合せください。

男性の育児に関する情報が満載！ ikumen-project.jp **イクメン**





妊娠 6週間前 出産日 6週後 8週後 1歳 1歳2か月 1歳6か月 2歳 3歳 小学校入学

労働基準法

育児介護休業法

男女雇用機会均等法

各種保険制度

請求で産前休業 (多胎妊娠の場合は14週前) 産後休業8週間 (うち6週間は強制休業) 軽易業務への転換 育児時間(1日2回、各30分) 危険有害業務の就業制限(妊産婦の重量物取扱い、有害ガス等業務の禁止) 変形労働時間制、時間外・休日・深夜業制限(妊産婦の請求による) 坑内業務の禁止(妊婦) 坑内業務制限(産婦のうち請求した者)		父親も母親も育児休業する場合、子が1歳2か月までの間でそれぞれ最長1年間育児休業をすることができます。	※注 パパママ育休プラス取得後の育児休業延長、給付金支給延長については、要件を満たせば可能です。 詳しくは、育児休業延長については、高知労働局 雇用環境・均等室へ、給付金支給延長については、お近くのハローワークへお問合せください。
いろいろな制度があるがやね! 自分の利用できる制度を確認してみましょう★ いずれの制度も、父親は、子の出産予定日から利用できます。	育児休業期間 育児短時間勤務制度(1日6時間の措置) 所定外労働の免除(残業をさせない制度) 子の看護休暇制度(子が1人の場合1年間5日、2人以上では10日休暇可能) 時間外労働の制限(1か月24時間、1年間150時間を超える法定時間外労働を制限) 深夜業の制限(午後10時～午前5時までの勤務をさせない制度)	育児休業(特別な事情で6か月延長可能) 育児休業 パパママ育休プラス ※注	(特別な事情で6か月延長可能) 努力義務
雇用保険 社会保険(健康保険・年金)	母性健康管理措置(保健指導・健康診査の時間確保、通勤緩和、休憩時間を増やす等の措置) 父親が育児休業を取得する場合は、出産日から給付の対象となります。 産前・産後休業中も社会保険料が免除されます。 出産手当金(無給休業した分だけ支給されます)	給付金支給期間(1歳未満) 特別な事情で6か月支給延長 パパママ育休プラス(1歳2か月まで) ※注 社会保険料の免除期間 (育児休業を開始した月～終了日の翌日が含まれる月の前月までの期間、社会保険料が免除されます(ただし、子が3歳に達するまで。))	特別な事情で6か月支給延長 ※注

★出産時、健康保険から、「出産育児一時金」が支給されます。





■詳しい内容に関するお問合せはこちら

●労働基準法に関するお問合せ

高知労働基準監督署	高知市南金田1-39	088-885-6031
須崎労働基準監督署	須崎市緑町7-11	0889-42-1866
四万十労働基準監督署	四万十市右山五月町3-12	0880-35-3148
安芸労働基準監督署	安芸市矢ノ丸2-1-6	0887-35-2128

●育児休業給付に関するお問合せ

高知公共職業安定所	高知市大津乙2536-6	088-878-5330
香美出張所	香美市土佐山田町旭町1-4-10	0887-53-4171
須崎公共職業安定所	須崎市西糺町4-3	0889-42-2566
四万十公共職業安定所	四万十市右山五月町3-12	0880-34-1155
安芸公共職業安定所	安芸市矢ノ丸4-4-4	0887-34-2111
いの公共職業安定所	吾川郡いの町枝川1943-1	088-893-1225

●育児休業中の社会保険料の免除に関するお問合せ

高知西年金事務所	高知市旭町3-70-1	088-875-1717
高知東年金事務所	高知市棧橋通4-13-3	088-831-4430
南国年金事務所	南国市大堀甲1214-6	088-864-1111
幡多年金事務所	四万十市中村東町2-4-10	0880-34-1616



＜お気軽にご相談ください！＞

育児・介護休業法、男女雇用機会均等法に関するお問合せ
高知労働局雇用環境・均等室 高知市南金田1-39 088-885-6041

